

○周防大島町低入札価格に関する事務取扱規程

平成23年1月20日

訓令第1号

周防大島町低入札価格に関する事務取扱規程（平成16年周防大島町訓令第50号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、周防大島町が発注する建設工事における低入札価格調査制度の実施に関して必要な事項を定め、もって公共工事とその入札事務の適正な執行を図ることを目的とする。

（対象工事）

第2条 この訓令の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、競争入札に付するすべての建設工事とする。ただし、最低制限価格を設定した工事及び予定価格500万円未満の工事を除く。

（調査基準価格の設定）

第3条 低入札調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次のとおりとする。

(1) 土木等一般工事（様式第1号）

「直接工事費の10分の10＋共通仮設費10分の9＋現場管理費の10分の9＋一般管理費等の10分の7」（費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）を次の（ア）から（ウ）のとおり切り上げた価格とする。

（ア） 1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げた価格とする。

（イ） 100万円以上1,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げた価格とする。

（ウ） 100万円未満の場合は1,000円未満を切り上げた価格とする。

(2) 土木系工事（土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）（様式第2号の1）

「直接工事費の10分の10＋機器単体費の10分の9.2＋共通仮設費の10分の9＋現場管理費の10分の9＋一般管理費等の10分の7」（費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）を前号（ア）から（ウ）のとおり切り上

げた価格とする。

なお、機器単体費とは、「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認（品質証明等を含む。）がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。

(3) 建築工事及び営繕系機械設備工事・営繕系電気設備工事・解体工事（様式第2号の2）

「直接工事費の10分の10＋共通仮設費の10分の9＋現場管理費10分の9＋一般管理費等の10分の7」（費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）を第1号（ア）から（ウ）のとおり切り上げた価格とする。

営繕系工事において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

(ア) (イ) を除く営繕系工事

直接工事費に10分の1を乗じた額（小数点以下切捨て）

(イ) 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に10分の2を乗じた額（小数点以下切捨て）

(判断基準額)

第4条 削除

(調査対象となる入札)

第5条 調査対象は、対象工事の競争入札において、調査基準価格を下回った入札とする。

(入札の保留)

第6条 入札執行者は、執行した入札を調査対象とした場合は、直ちに執行を打ち切り、保留を宣言し、落札者は後日決定して公表する旨を告げて入札を終了する。

(調査の実施)

第7条 入札執行者は、速やかに、調査対象とした入札について、最低価格の応札者から順に、次の区分ごとに調査項目として掲げる事項について、それぞれの判

断基準により、落札者を決定するか、不調となるまで調査を行うものとする。

(1) 土木等一般工事の場合は、入札価格の内訳書の詳細を低入札価格調査表①

(様式第3号)に整理して、次に掲げる数値的判断基準により審査し、すべての基準を満たす場合に限り落札とし、そうでない場合は不落札と決定する。

(ア) 数量は仕様書に計上した設計数量(参考数量)を満足していること。

(イ) 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。

(ウ) 建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。

(エ) 直接経費(直接工事費+共通仮設費)は設計金額の75%以上であること。

(オ) 各工種金額(中項目(レベル2))は設計金額の50%以上であること。

(カ) 共通仮設費積上分は設計金額の50%以上であること。

(キ) 共通仮設费率計上分(準備費・安全費等)は設計金額の50%以上であること。

(ク) 管理費(現場管理費+一般管理費)は設計金額の30%以上であること。

(ケ) 工事価格と入札金額は同一であること。また中項目(レベル2)以上で、値引き等による調整、違算がないこと。

(2) 機械設備等の場合は、低入札価格調査表②(様式第4号)の調査項目を整理

して、次に掲げる事項により審査し、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて意見書を作成する。

(ア) 調査に協力的であること。

(イ) 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。

(ウ) 工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

(調査結果)

第8条 前条に定める調査を終了したときは、その結果について次の扱いとする。

(1) 土木等一般工事 調査結果を低入札価格調査表①及び低入札価格調査結果

(様式第5号)並びにその他の参考資料により、周防大島町建設工事等指名審査会(以下「審査会」という。)に報告するものとする。

(2) 機械設備等 調査結果について、低入札価格調査表②及び低入札価格調査結果

(様式第5号)並びにその他の参考資料により、審査会に諮るものとし、審

査会が落札者と認めるときは、当該応札者を落札者と決定する。

(調査結果の通知)

第9条 入札執行者は、調査を完了したとき（審査会に諮った場合は、審査を完了したとき）は、入札者全員に対し、その調査結果を速やかに通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成23年10月1日訓令第79号）

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月15日訓令第18号）

この訓令は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日訓令第3号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第24号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札から適用する。

附 則（令和4年3月8日訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日訓令第12号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月31日訓令第3号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。